

## (仮称)宇治市文化芸術振興条例の骨子

### < 条例制定の背景・目的 >

宇治は京都・奈良の中間に位置することから、古代より交通の要衝として発展してきました。また、宇治川と山々がおりなす風光は<sup>いにしえ</sup>古より歌人たちを魅了し、宇治の情景は多くの歌に詠まれてきました。平安時代には貴族の別業の地として栄え、源氏物語宇治十帖の舞台となるなど、華麗な王朝文化の一端を担いました。鎌倉時代に茶の栽培が始まり、室町時代以降は有力な茶産地となりました。江戸時代、宇治茶が高級茶の代名詞としての名声を確立するとともに、平家物語などの古典文学作品が広く読まれ、その舞台となった宇治の名も知れ渡っていきました。わがまち・宇治は、それぞれの時代で新たな特色を生み出し、豊かな文化と伝統、歴史を築き上げてきました。

現代に生きる我々の暮らしには、世界遺産をはじめとする多くの文化財、幾千年の時を超えて滔々と流れる宇治川の清流、豊かな緑と茶園景観、歴史ある町並みなど、魅力ある文化と伝統、歴史が息づいています。

これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化と伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定します。

### < 基本理念 >

文化芸術の振興に当たって、文化芸術活動を行う市民、文化芸術団体及び事業者それぞれの自主性及び創造性が尊重されることを前提に、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図るとともに、市、市民、文化芸術団体及び事業者が必要に応じて協働し、文化芸術活動を推進するものとし、

#### <用語の定義>

(1)文化芸術...文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とするものをいいます。

(2)文化芸術活動...文化芸術を創造し、享受し、保護し、活用し、継承し、又はこれらの活動を支援することをいいます。

(3)市民...市内に在住、勤務、在学する者、及び市内において文化芸術活動を行う者をいいます。

(4)文化芸術団体...市内において文化芸術活動を行う団体をいいます。

(5)事業者...市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいいます。

#### <市の責務>

市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興を図るため、基本的施策を定め、これを推進するものとします。

#### <市民の役割>

市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、その活動を互いに理解し、尊重するよう努めるものとします。

#### <文化芸術団体の役割>

文化芸術団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的に文化芸術活動を一層推進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化等に努めるものとします。

#### <事業者の役割>

事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化等に努めるものとします。

< 基本計画 >

市は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する基本的な計画を策定するよう努めるものとします。